

神戸市建設コンサルタント等業務における技術・社会貢献評価制度要領

令和2年3月13日 行財政局長決定
最終改正 令和8.4.1

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市の建設コンサルタント等業務における技術・社会貢献評価制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格
神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第3条に規定する資格及び規則第15条において準用する規則第3条に規定する資格
- (2) 入札参加資格者 前号の資格を有する者

(対象業種)

第3条 技術・社会貢献評価は、次に掲げる業種について行うものとする。

- (1) 建設コンサルタント等業務

(評価方法)

第4条 技術・社会貢献評価は、入札参加資格の認定において、前条に規定する業種を希望する入札参加資格者を対象に行うものとする。

- 2 技術・社会貢献評価は、第5条に掲げる項目の合計点数により算出する。
- 3 前項の合計点数が0点以下となる場合は、当該入札参加者の評価を0点とする。

(評価項目及び点数)

第5条 技術・社会貢献評価は、次に掲げる項目により得た点数とする。

- (1) 障害者雇用点数
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づく障害者雇用状況の報告義務のある事業主のうち、法定の障害者雇用率を達成している者に10点を加点。
- (2) 環境認証取得点数
神戸環境マネジメントシステム(KEMS)又はKEMSと相互認証を行っている審査登録機関による環境認証又はISO14001を本市内の事業所で取得している者に10点を加点。
- (3) ISO9001取得点数
ISO9001を組織で取得している者に10点を加点。
- (4) 災害協定点数
本市（水道及び交通事業管理者を含む、外郭団体は含まない）と災害協定を締結している又は締結している団体等に加入している者に20点を加点。
- (5) 次世代育成・男女共同参画支援点数 次の各項目の合計点数を加点（上限は10点）。
ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）又は次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）の規定に基づく、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ている者に5点。（ただし、常時雇用する労働者数が100人以下の企業に限る）
イ 神戸市又は兵庫県の「女性活躍推進企業（ミモザ企業）」の認定を取得している者に5点。（ただしフレッシュミモザ企業は除く。）
ウ 女性活躍推進法に基づくえるぼし・プラチナえるぼし認定、又は次世代法の規定に基づくくるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定を取得している者に10点。
- (6) 消防団協力事業所点数
神戸市消防団協力事業所等表示制度に認定されている者に10点を加点。
- (7) 協力雇用主点数
法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されており、かつ過去2年間に保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を同一人で3か月以上雇用した実績がある者に10点を加点。
- (8) 指名停止点数
過去2年間に本市により開始された神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止がある場合に10点を減点。
- (9) 平均成績点数

契約監理課において入札し、過去5年間に完成させた建設コンサルタント等業務の平均成績が75点以上の者に10点を加点。ただし、随意契約による業務を含み、単価契約で発注した業務を除く。

(評価の通知)

第6条 決定した技術・社会貢献評価は、入札参加資格の認定の通知により入札参加資格者に通知するものとする。

(入札参加資格及び指名基準)

第7条 技術・社会貢献評価制度は、神戸市一般競争入札実施要領（令和6年3月22日行財政局長決定。）第3条第2項第6号、神戸市物品購入及び製造その他請負等指名基準要綱（平成6年1月11日市長決定。）第3条第3項第7号に規定するものとし、第3条に規定する業種において、技術・社会貢献評価を一定以上取得している者を、他の者に優先して入札に参加させること及び指名することができるものとする。

(施行細目の委任)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、行財政局契約監理課長が定める。

施行：令和2.4.1 改正施行：令和6.4.1、令和7.4.1、令和8.4.1